

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ税理士法人

2023 年 2 月号

グループ通算制度における申告期限の延長特例 ～連結納税制度からの改組に伴う取扱いの変更～

Executive Summary

- 通算法人が多数に上る等の理由によりグループ通算の規定による所得金額等の計算を了することができないために、提出期限までに申告書を提出することができない常況にあると認められる場合には、通算親法人の申請により申告期限を 2 カ月間延長することができる特例が設けられている
- 当該延長特例の処分を通算親法人が受けた場合、その通算子法人についても処分を受けたものとみなされる
- 通算グループに子法人が加入する場合、加入前に受けていた延長特例の処分はいったん失効する（この点連結納税制度に比べ変更されている）が、通算親法人が通算グループとして延長特例の処分を受けている場合にはその処分があったものとみなされる
- 通算子法人が通算グループから離脱する場合、離脱日の前日までの事業年度については通算グループとしての延長特例の処分が有効であるが、その後失効する。通算グループ加入前等に受けていた延長特例の処分はすでに失効しているため、延長特例を受けたい場合には改めて承認申請が必要である

1. グループ通算制度における申告期限の延長特例の概要

確定申告書の提出義務のある内国法人は、原則として各事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内に、所轄税務署長に対し、確定申告書を提出しなければならない（法法 74①）。

この確定申告期限については、災害その他やむを得ない理由による延長（法法 75①）のほか、定款等の定めや会計監査人を置いていること等により事業年度終了の日の翌日から 2 カ月以内に定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、申告期限を延長できる特例が設けられている（法法 75 の 2①）（以下「延長特例」）。

この点、グループ通算制度を適用している場合には、通算法人が多数に上る等の理由によりグループ通算の規定による所得金額等の計算を了することができないために、提出期限までに申告書を提出することができない常況にあると認められる場合には、通算親法人の申請により申告期限を 2 カ月間延長することができる特例が設けられている（法法 75 の 2①①）。通常の単体申告を行っている場合の延長特例は基本的に 1 カ月間であるが、通算グループのための延長特例はこれよりも長い 2 カ月間の延長となっている。なお、当該申請は通算親法人が行うこととされており、通算子法人は独自に当該申請書を提出することはできない（法法 75 の 2①③）。

当該延長特例の規定の適用を受ける場合は、通算親法人が最初に当該規定の適用を受けようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内に、グループ通算の規定による所得金額等の計算を了することができない理由等を記載した申請書を納税地の所轄財務所長に提出することが必要である（法法 75 の 2①③①一、法規 36 の 2）。

通算親法人が当該延長特例の処分を受けた場合には、通算グループ内の全ての通算子法人について延長特例の処分がされたものとみなされる。また、延長特例の適用を受ける通算親法人との間に完全支配関係を有することとなったことにより、新たに通算グループに加入した通算子法人についても、延長特例の処分がされたものとみなされる（法法 75 の 2①②）。

2. 通算グループへの加入における取扱い

内国法人が通算グループに加入する場合、(1) 加入前の延長特例の処分はいったん失効し、(2) 通算親法人が通算グループとしての延長特例を受けている場合にはその処分があったものとみなされる。

(1) 加入前に受けていた延長特例の処分の失効

内国法人がグループ通算制度開始又は通算グループへの加入により通算承認（法法 64 の 9①）を受けた場合には、当該通算承認の効力が生じた日以後に終了する事業年度については、当該通算承認の効力が生ずる前に受けていた延長特例の処分は、その効力を失う（法法 75 の 2①五）。

(2) 通算グループとしての延長特例の処分

1 で述べたように、通算親法人が通算グループとしての延長特例の適用を受けていた場合には、新たに通算グループに加入した通算子法人についても、当該延長特例の処分があったものとみなされる（法法 75 の 2①二）。

すなわち、グループ通算制度に子法人が加入する場合には、加入前に受けていた延長特例の処分はいったん失効するが、通算親法人が通算グループとしての延長特例の適用を受けている場合には、手続なしに加入した子法人にも効力が及ぶことになる。

3. 通算グループからの離脱における取扱い

(1) 通算グループとしての延長特例の処分の失効

通算法人が通算グループ離脱・通算制度取止めにより通算承認が効力を失った場合（法法 64 の 10④～⑥）には、その効力を失った日以後に終了する事業年度については、当該通算承認が効力を失う前に受けていた通算グループとしての延長特例の処分は、その効力を失う（法法 75 の 2①六）。

例えば、通算子法人が通算グループから離脱する場合、その離脱日の前日までの事業年度においては通算グループとしての延長特例が有効で、離脱日以後の事業年度については失効する。

2 (1)の通り、その法人が通算グループ加入前等に、その法人として延長特例を受けていた場合でも、通算グループ加入により過去の延長特例はいったん失効するので、離脱日以後の事業年度について申告期限を延長したい場合には、改めて延長特例の申請手続が必要である。

(2) 連結納税との比較と留意点

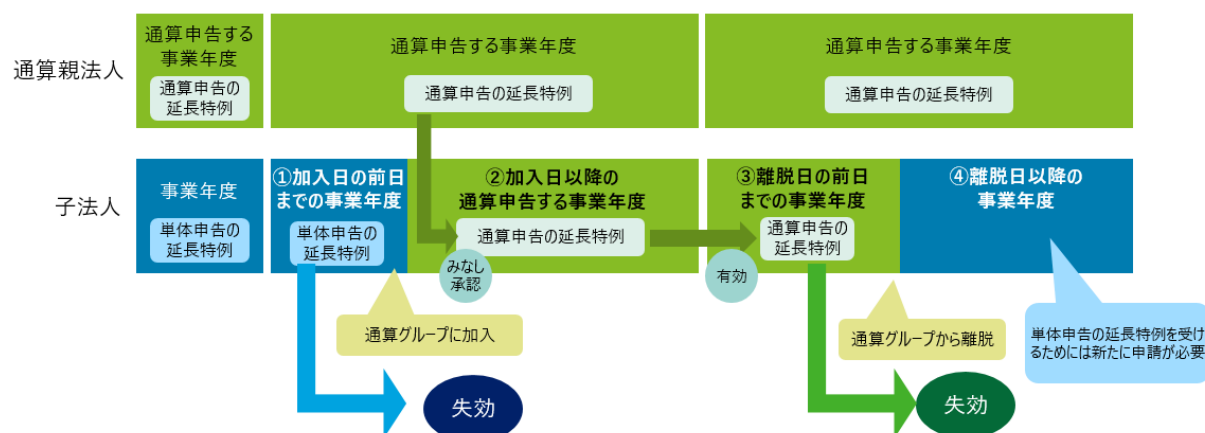
連結納税制度においては、連結納税の開始・加入によりその直前における延長特例が失効する規定はなく、その後連結納税から離脱した場合には過去の延長特例をそのまま利用することができていたが、グループ通算制度においては(1)の通り、過去の延長特例はいったん失効することに変更になっている。

また、連結申告のための延長特例はあくまで連結申告に適用されるため、離脱法人の離脱日の前日までの事業年度（離脱日が連結親法人事業年度の開始の日である場合を除く）には適用されなかったが、グループ通算制度においては離脱日の前日までの事業年度まで有効になっている。

このように、延長特例の取扱いは、連結納税制度からグループ通算制度への改組に伴い、取扱いが変更になっているので注意が必要である。

(3) 設例と留意点

次の図のように、通算グループとしての延長特例を受けている通算親法人が、他の内国法人を 100%保有化して当該法人が通算グループに加入し、その後その子法人が通算グループから離脱した場合の取扱いは下表のとおりである。



上の図中の①～④の事業年度についての申告期限の延長の取扱いは次のとおりである。

項目	① 加入日の前日までの事業年度	② 加入日以降の通算申告する事業年度	③ 離脱日の前日までの事業年度	④ 離脱日以降の事業年度
申告方法の概要	加入日の前日までは通常の単体申告	加入日以後の期間につき通算承認が有効であり、損益通算等を行う	離脱日の前日まで通算承認が有効であるが、申告のタイミングが異なるため損益通算等の規定は適用されない	離脱日以後の事業年度は通算承認が失効し、通常の単体申告になる
法人税の申告期限の延長特例の取扱い	その法人として延長特例の適用を受けている場合は有効	通算親法人が通算グループとしての延長特例の適用を受けている場合は、加入子法人にも承認があったものとみなされる	通算グループとしての延長特例は離脱日の前日までの事業年度まで引き続き有効	①における延長特例はいったん失効しているため、延長特例の適用を受けるためには、改めて申請を行う必要がある
事業税の申告期限の延長特例の取扱い(*1)	その法人として申告期限延長の適用を受けている場合は有効	通算法人としての申告期限延長の適用を受ける場合には承認申請を行う必要がある	通算法人としての申告期限延長の適用を受けている場合には引き続き有効	①において申告期限の延長を受けている場合には有効
住民税の申告期限の延長特例の取扱い(*2)	申告期限は法人税の申告期限と同じ	申告期限は法人税の申告期限と同じ 法人税の申告期限の延長の処分があったことにつき届出が必要	申告期限は法人税の申告期限と同じ	申告期限は法人税の申告期限と同じ 法人税の申告の延長の効力が失われたことにつき届出が必要

(*1) 事業税の申告期限延長については、法人税の申告期限延長とは別に承認を受ける必要がある。法人税と同様に、通算法人については 2 カ月間の延長が認められているが、法人税とは別に承認を受ける必要がある（地法 72 の 25⑤）。グループ通算制度の開始・加入により過去に受けた申告期限の延長が失効する規定は無いため、通算グループから離脱した場合には、通算グループ加入前等において通常の単体申告における事業税の申告期限の延長を受けている場合には、これを利用できると考えられる。連結納税制度における取扱いと同様である。

(*2) 住民税の申告期限は法人税の申告期限と同じとされており（地法 53①、321 の 8①）、法人税の申告期限の延長の処分を受けたり、その効力が失われたりした際には届出が必要となる（地法 53⑥①）。

このように、通算グループに加入した場合にはそれより前に受けた延長特例はいったん失効するため、離脱した場合には延長特例の承認申請を再び受ける必要がある。特に短期間に加入・離脱する場合には失念しがちであるため、注意が必要である。

（東京事務所 大野 久子）

■ 関連サービス

[グループ通算制度導入診断サービス](#)

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800（代）

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000（代）

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533（代）

email tax.cs@tohatsu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301